

阿波吉野川警察署事業者選定アドバイザー業務仕様書

第1 総則

1 事業の目的

徳島県では、阿波吉野川警察署の庁舎整備事業（以下「本事業」という。）の基本設計、実施設計及び施工を一括発注するデザインビルド方式（以下「DB方式」という。）で実施するにあたり、本事業を受託する事業者（以下「事業者」という。）を選定し、事業者との契約を円滑に締結するため、DB方式による事業の実施にかかる豊富な経験とノウハウを有するアドバイザー事業者に支援業務を委託する。

2 業務名

阿波吉野川警察署事業者選定アドバイザー業務

3 庁舎整備予定地

徳島県吉野川市鴨島町鴨島88-1

4 履行期限

令和9年3月31日（水）

第2 業務内容

本業務の内容については、「阿波吉野川警察署庁舎整備基本構想」及び「阿波吉野川警察署庁舎整備事業に係る民間活力導入可能性調査業務報告書」を踏まえ、阿波吉野川警察署庁舎整備事業をDB方式で実施するにあたっての次の業務とする。

1 前提条件の精査に係る支援

阿波吉野川警察署庁舎整備事業に係る民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、事業者を募集するために必要となる民間活力による事業スキーム（事業範囲、事業期間、リスク分担等）の精査を行う。

なお、県からの求めにより、本事業における県の財政負担額の算定にかかる根拠資料等について作成を行う。

2 実施方針及び要求水準書（案）の作成

実施方針及び要求水準書（案）の作成を行う。

実施方針については、本事業の目的や概略の事業スキームを取りまとめ、民間事業者が事業への参画について検討できる内容とする。

3 実施方針及び要求水準書（案）の公表に関する支援

実施方針及び要求水準書（案）の公表に際して使用する資料案の作成及び公表後、民間事業者からの質問・意見等について取りまとめるとともに、質問に対する回答（案）を作成する。

4 募集要項と要求水準書の作成

本事業の事業内容の詳細や予定価格の設定、事業者選定スケジュール、選定方

法、参加資格要件等を示した募集要項及び要求水準書を作成する。

5 事業者の選定基準及び様式集の作成

事業者を選定するための選定基準（評価項目、評価方法等）を検討・作成し、設定した選定基準に基づき、審査するために必要な提案書様式の作成を行う。

6 契約書（案）の作成

選定された事業者と県の契約条件を示した契約書（案）等を作成する。ただし、契約書（案）の公表については、事業スキームの条件（事業全般のリスク分担を含む。）及び実施方針時の民間事業者からの意見を踏まえ、公表の是非、公表の方法、時期等について確定することとする。

なお、契約書（案）の作成においては、弁護士の確認を得て実施すること。

7 募集要項等の公表に関する支援

公募（募集要項公表）後、民間事業者からの質問、意見等について取りまとめるとともに質問に対する回答（案）を作成する。

8 審査委員会の運営、公表に関する支援

事業者の公募・選定に当たり必要となる審査委員会において、議題の提案、委員会資料の作成等の開催・運営支援等を行う。また民間事業者からの提案書について、提案内容の確認を行い、審査委員会での審査補助資料の作成を行う。

選定された事業者の公表に際して、使用する資料案の作成及びその他公表に付随する業務支援を行う。

9 契約交渉支援

事業者と県の契約内容を詳細に確認するにあたり、県と事業者の協議に伴い必要となる支援を行う。

10 打合せ

打合せ協議は、必要に応じて実施するものとし、初回及び納品時を含め、10回を想定する。

第3 成果品の提出

受託者は、委託期間終了までに次の成果品を提出するものとする。また、委託期間中は、委託者の求めに応じ、報告書等を適宜作成・提出すること。

1 提出する成果品

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 実施方針、要求水準書、募集要項等作成資料 | 一式 |
| (2) 同上の原稿、資料の電子ファイル（CD-R）によるもの | 一式 |
| (3) 業務結果報告書（打合せ記録を含む。） | 一式 |

2 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、全て委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品の公表をしてはならない。

なお、提出後に失策及び不備が発見された場合は、契約終了後も訂正の義務を負うものとする。

第4 その他委託上の条件

1 受託者の義務

受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえ、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。

2 担当者等

担当者又は再委託・技術協力者として以下の者を配置すること。

なお、下記(1)及び(2)は同一者が兼ねることができる。

- (1) 一級建築士
- (2) PPP／PFI事業に精通した者

3 業務指示・業務打合せ

- (1) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は当該業務について県と連絡を密にし、契約から業務履行までを通じて、原則として月1回以上の打合せを委託者の指定する場所で行うこと。
- (3) 打合せの記録は受注者が行い、打合せ後、書面により速やかに県に提出すること。

4 機密の保持

受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。

5 禁止事項

本業務の受託者及び外部協力会社等と資本・人事面等において関連すると認められる企業等（個人事業者を含む。）は、民間事業者の選定に応募又は参画しようとする者及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となってはならない。

6 業務委託料の部分支払い

令和7年度末に業務の成果に応じて、令和7年度の契約額の範囲内で、成果に係る業務委託料の支払いをする。